

令和4年9月20日

各位

焼津漁業協同組合
代表理事組合長 橋ヶ谷 長生
(公印省略)

第三者委員会の設置に関するお知らせ

焼津漁業協同組合（以下「当組合」という。）は、令和4年7月28日、静岡県への提出及び公表の「不祥事件に関する再発防止策報告書」による防止策を迅速かつ着実に実施することで、公正な市場運営を確保し、関係者の皆様方の信頼回復に取り組んでいるところです。

このたび、改めて、当組合で発生した一連の事件に関する調査・検証をするため、当組合と直接の利害関係を持たない公正・中立な立場である第三者委員会を設置いたしました。

なお、公正・中立性を担保するため、第一東京弁護士会の第三者委員会委員等担当弁護士紹介制度を利用し、2名の弁護士を選任しております。

今後、第三者委員会が取りまとめる報告書は、当組合のホームページや記者会見などで公表する予定です。

記

1. 第三者委員会に委託する事項

「冷凍魚不正抜き取り事件に職員が加担した動機等の不祥事発生の背景事情や冷凍魚不正抜き取りが行われた焼津魚市場が冷凍魚不正抜き取り事件を把握できなかった理由等」についての事実調査や冷凍魚が不正に抜き取られた疑いのある冷蔵庫出入庫記録に基づいた聞き取り調査を改めて行い、委員の意見を取りまとめ、もって、漁業者等からの信頼回復を図ることを目的とした報告書を作成し組合長宛てに提出すること。

2. 第三者委員会の委員構成（敬称略）

前田 俊房（まえだ としふさ）

弁護士 前田俊房法律事務所 第一東京弁護士会所属

宅見 誠（たくみ まこと）

弁護士 田島綜合法律事務所 第一東京弁護士会所属

平塚 聖一（ひらつか せいいち）

教授 東海大学海洋学部水産学科

上記委員の他に弁護士2名を委員の補助者と予定しています。

* 各委員に対する取材要請やお問合せは、業務の円滑な遂行等に鑑み、厳にご遠慮願います。

3. 設置日

令和4年9月22日